

健活企業向け運動施設における特典提供事業 協賛企業の公募要領

本事業への協賛企業を公募します。

1. 事業名

健活企業向け運動施設における特典提供事業への協賛企業公募

2. 事業の目的

全国健康保険協会岡山支部（以下、「岡山支部」という。）と運動施設を有するまたは、運動施設を運営する協賛企業（以下、「協賛企業」という。）が連携協力し、健活企業に対して運動施設における特典を提供することで、被保険者とその家族（被扶養者）の健康づくりの意識と実践を高めてもらうことを目的とします。

3. 事業の概要

- （1）協賛企業が運動施設において提供することが可能な特典を公募します。
- （2）岡山支部は、公募の結果、認定した特典の内容および条件等を記載した一覧や特典利用券等（以下、「利用券」という。）を作成します。
- （3）健活企業は、必要に応じて岡山支部に利用券の発行を依頼します。
- （4）岡山支部は、依頼に応じて健活企業へ利用券を交付します。
- （5）健活企業の被保険者及びその家族（被扶養者）は、利用券を協賛企業に提示します。
- （6）協賛企業は、利用券を回収して特典の内容を提供します。

4. 協賛企業の公募

- （1）協賛企業は自社で提供できる特典の内容を決定し、岡山支部へ提出します。
- （2）特典を利用できる期間は、覚書締結日から令和7年3月31日までとします。なお、特典開始時期に変更が必要な場合は、岡山支部と別途協議します。
- （3）利用券の作成および交付にかかる費用は岡山支部の負担とし、利用券の利用者が受ける特典の内容にかかる費用は協賛企業の負担とします。

5. 契約期間

原則として、令和7年3月31日までとします。ただし、期間満了の1ヵ月前までに、岡山支部、協賛企業のいずれからも更新しない旨の申し出がない場合、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とします。

6. 応募の条件

- (1) 利用券を使用できる施設（店舗）等を岡山県内に有していること。
- (2) 応募用紙または添付書類に虚偽または事実とかけ離れたことを記載していないと認められる者であること。
- (3) 経営の状況または信用度が極度に悪化しておらず、社会規範、公序良俗等を遵守することができる者と認められる者であること。
- (4) 利用券で受けられる特典内容の履行を確実にできると認められる者であること。
- (5) 暴力団等の反社会的勢力に該当せず、反社会的行為を行っていないこと。また、反社会的勢力と一切の関係をもっていないこと。
- (6) 全国健康保険協会から業務等に関し競争参加資格停止措置を受けている期間中でないこと。
- (7) 損害賠償請求を全国健康保険協会から受けていない者であること。
- (8) 厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険の適用を受け、かつ、直近1年間について保険料に未納がない者であること（健康保険組合等の適用を受けている者にあつては、厚生年金保険料に未納がないこと）。又、厚生年金保険の適用を受けない場合は、事業主が直近1年間について国民年金の未加入及び国民年金保険料の未納がない者であること。

7. 応募の方法

- (1) 応募に必要な書類は、次の①～⑦のとおりとします。

なお、提出された書類は返却しません。

 - ① 応募用紙（様式1）
 - ② 会社概要および営業内容がわかるパンフレット等（任意様式）
 - ③ 特典提供内容（様式2）
 - ④ 広報物への掲載および協会けんぽ岡山支部ホームページリンク申出書（様式3）
 - ⑤ 直近1年間の社会保険料納付が確認できるもの（領収書（写） または 納付証明書（様式4）に準ずる）
 - ⑥ 全国健康保険協会在籍者の再就職に関する調書（様式5）
 - ⑦ 暴力団等排除の誓約書（様式6）

※複数の施設での実施を希望する場合は、③及び⑦を施設ごとにそれぞれご提出ください。
- (2) 応募は、下記の期限で受け付けます。

締切（必着）：令和7年3月7日（金）まで
- (3) 提出先は次のとおりです。

〒700-8506 岡山市北区本町6-36 第一セントラルビル1号館8階
全国健康保険協会岡山支部 企画総務グループ
電話 086-803-5781

(4) 応募書類は、郵送または持参により提出してください。

8. 協賛企業の選定および選定基準

(1) 協賛企業の選定の基準は、次の①および②のとおりです。

- ① 「6. 応募の条件」を満たしているか
- ② 提出された応募書類等に不適切な点がないか

(2) 選定結果は文書にて通知します。

9. 覚書の締結

8の結果、認定された協賛企業は、本事業の履行にあたって岡山支部と覚書を交わすこととします。

【本件担当、連絡先】

住所:岡山市北区本町 6-36

第一セントラルビル 1 号館 8 階

担当:全国健康保険協会岡山支部

企画総務グループ 廣瀬

電話:086-803-5781 FAX:086-803-5750

(様式1)

健活企業向け運動施設における特典提供 応募用紙

令和 年 月 日

全国健康保険協会岡山支部長 殿

所在地

会社名

代表者名

印

健活企業向け運動施設における特典事業協賛企業の公募要領「6. 応募の条件」を全て満たしているため、健活企業向け運動施設における特典提供事業の協賛企業に応募します。

担当者	部署名			
	役職・氏名			
	電話番号		FAX 番号	
	メールアドレス			

〈添付書類〉

1. 会社概要および営業内容がわかるパンフレット等（任意様式）
2. 特典提供内容（様式2）
3. 広報物への掲載および協会けんぽ岡山支部ホームページリンク申出書（様式3）
4. 直近1年間の社会保険料納付が確認できるもの（領収書(写)、年金機構発行の納付証明書（様式4に準ずる））
5. 全国健康保険協会在籍者の再就職に関する調書（様式5）
6. 暴力団等排除の誓約書（様式6）

(様式 2)

特典提供内容

ご提供いただける特典の内容を具体的に記入してください。

※条件や制限等がある場合はその詳細も付記のこと

<p>【特典を提供する運動施設名称】</p>
<p>【特典の内容】 健活企業加入者へ運動施設利用における特典</p>

※複数施設での実施を希望する場合は、施設ごとにご提出ください。

広報物への掲載および 協会けんぽ岡山支部ホームページリンク先等の申出書

令和 年 月 日

協会けんぽ岡山支部が実施する健活企業向け運動施設における特典提供事業へ協力するに当たり、下記のとおり、広報物・特典利用券掲載情報広報物への掲載およびリンク先URLを等の情報を申請します。

※複数施設での実施を希望する場合は、施設ごとにご提出ください。

【覚書締結に使用】

覚書締結会社名 : _____

覚書締結会社住所 : _____

代表者氏名 : _____

【広報物・特典利用券の掲載に使用】

特典提供実施施設名 : _____

特典提供実施施設住所 : _____

リンク先 URL : <http://> _____

※リンク先のページについては、「健活企業」宣言事業所向け特典事業を紹介したページや、健康増進施設ホームページのトップページとしてください。

予約・照会時の連絡先 : _____

【弊支部からの連絡等に使用】

担当者所属先 : _____

担当者名 : _____

担当者電話番号 : _____

担当者メールアドレス : _____

案内物等の送付先 : _____

年 月 日

保険料納付に係る申立書

全国健康保険協会岡山支部長 殿

令和 年 月分から令和 年 月分の保険料について、
添付の（領収証書（写）、納付証明書（写）又は保険料の納付が確認
できる書面）の通り、未納のないことを申し立てます。

所在地

会社名

代表者名

印

*領収証書（写）等を該当月分について、全て添付してください。

全国健康保険協会の役職員であった者の再就職に関する調書

全国健康保険協会岡山支部長 殿

全国健康保険協会（以下「協会」という。）との契約締結及び再就職者の受け入れ状況は以下の通りです。

- 1 過去5年度間において、いずれかの年度で協会本部及び支部との間に1件当たり 200万円以上の契約を締結した年度の有無

有

無

(以下、1において「有」の場合のみ記載)

- 2 1において「有」の場合は、現時点における協会の役職員であった者（在籍時において本部又は支部のグループ長補佐相当以上の役職であった者に限る）の就業の有無

有 (人)

無

(以下、2において「有」の場合のみ記載)

- 3 2において「有」の場合は、当該元役職員の氏名・退職日・退(辞)職時の役職

氏名	
退(辞)職日	
在籍時の役職	

※欄が足りない場合は、適宜別紙を追加してください。

事業名：健活企業向け運動施設における特典提供事業への協賛企業公募

令和 年 月 日

所在地

会社名

代表者名

印

【参考】全国健康保険協会倫理規程（一部抜粋）

(退職者による依頼等の規制)

第23条 役職員であった者は、退職後2年間、役職員に対し、当該役職員であった者が退職後にその地位に就いている営利企業等又はその他の営利企業等に対して便宜を図るために職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

令和 年 月 日

全国健康保険協会岡山支部長 殿

住所（所在地）

称号又は名称

代表者職・氏名

印

暴力団等排除の誓約書

私は、当社が各種法令を遵守することを誓約するとともに、下記の事項についても誓約いたします。

この誓約書に反したことにより当社が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てず、何らの賠償ないし補償を求めません。全国健康保険協会に損害が生じたときは、その損害を賠償いたします。

記

1. 当社は、次に掲げる組織又は次に掲げる個人が役職員として在職する組織に該当しないこと。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員との間で、社会的な非難の対象となる関係を有している者
2. 再委託（再委託先の契約が数次にわたるときには、その全てを含む。）を行う場合には、再委託先の事業者が上記 1 の組織に該当しないこと。